平成 25 年 11 月 12 日

各　　位

上場会社名　株式会社ファーストエスコ
代表者名　代表取締役社長　島﨑　知格
（コード番号：9514 東証マザーズ）
問合せ先　常務取締役　小池　久士
（TEL.03-5299-8521）

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

２．株式分割の概要

（1）分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日を基準日として、同日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 12 月 30 日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

（2）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	145,501 株
今回の分割により増加する株式数	:	14,404,599 株
株式分割後の発行済株式総数	:	14,550,100 株
株式分割後の発行可能株式総数	:	58,200,000 株

（3）分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 12 月 2　日
基準日	平成 25 年 12 月 31　日
効力発生日	平成 26 年 1　月 1　日

3．単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日　　平成 26 年 1 月 1 日

※平成 25 年 12 月 26 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

4．定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 26 年 1 月 1 日をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更内容は、以下のとおりです。

① 株式の分割割合に応じて当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行第 6 条を変更いたします。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

③ 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　後
（発行可能株式総数） 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、 582,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、 58,200,000 株とする。
（新設）	（単元株式数） 第 7 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
第 7 条～第 47 条（条文省略）	第 8 条～第 48 条（現行どおり）
（新設）	附則 第 1 条　第 6 条の変更、第 7 条の新設及びそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成 26 年 1 月 1 日とする。 第 2 条　本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

(3) 定款変更の日程

効力発生日　平成 26 年 1 月 1 日

【ご参考】

(1) 今回の株式分割については、資本金の増加はありません。

(2) 今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 26 年 1 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

決議年月日	調整前行使価額	調整後行使価額	行使期間
平成 24 年 6 月 21 日	29,595 円	296 円	自　平成 26 年 10 月 1 日 至　平成 29 年 7 月 5 日

以　上